

議案第14号

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行田市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 15 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

刑法の一部改正に伴い、新たに設けられた拘禁刑に関する規定のほか、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(行田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 行田市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条の3第3号及び第4号並びに第16条の4第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号及び第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 行田市職員の退職手当に関する条例(昭和38年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和44年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行田市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第7条 行田市ラブホテル建築規制条例（昭和61年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第1中「横臥して」を「横臥^がして」に改める。

（行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第8条 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成14年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（行田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第9条 行田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条中別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及

び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格等に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(行田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行の日の前日までに犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の行田市職員の給与に関する条例第16条の4第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(行田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行の日の前日までに犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の行田市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項第1号並びに第20条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第16号

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、看護等のための休暇の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び第14条第2項において同じ。）」を削り、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び第14条第2項において同じ。）」を削り、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「並びに第2項及び」に改め、同条を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、当該子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則

で定める者を含む。以下この条、次条第1項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市規則で定めるところにより、当該子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条、次条第1項から第3項まで及び第14条第2項において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、市規則で定める。

第14条第2項第16号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に改め、「として」の次に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成3年労働省令第25号。以下この号において「厚生労働省令」という。)第32条で定める」を加え、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に規定す

る学校の休業その他これに準ずるものとして厚生労働省令第33条で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち厚生労働省令第33条の2で定めるものへの参加をする」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの条例による改正後の行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

る条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 17 号

行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

市職員の給与の改定及び扶養手当の見直しのほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 行田市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300

18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			

88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						

	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給 料月額								
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	363,000	397,300	

第2条 行田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）とする。

第8条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第2項第1号中「いう。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）」が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「いう。）」に改め、同項第4号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号又は第3号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、そ

の者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同条第3項から第6項までを次のように改める。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第4号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に規定する通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第4号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上あ

る場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間(市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間)に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

第10条に次の3項を加える。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

第15条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め

る。

第16条の7中「、第9条及び第9条の3」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		

27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					

97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給 料月額							
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	363,000	397,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月

- 1 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第1条の規定による改正後の行田市職員の給与に関する条例（次号及び次項において「第1条改正後給与条例」という。）別表第1の規定 令和6年4月1日
- (2) 第1条改正後給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第2項の規定 令和6年12月1日
（給与の内払）
- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による内払とみなす。
（号給の切替え）
- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において行田市職員の給与に関する条例別表の給料表の適用を受けていた職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつた者の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の行田市職員の給与に関する条例（次項において「第2条改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「
- (5) 重度心身障害者
- 」とあるのは、「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「とし、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当に関する経過措置）

7 第2条改正後給与条例第10条第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（市長への委任）

8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則別表（附則第4項関係）

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	新号給					
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1

21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	

60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					

99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第18号

行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

特別職の職員の給与の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条 行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第19号

行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

雇用保険法の一部改正により、就業促進手当のうち就業手当が廃止されること等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

行田市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第32項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の行田市職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項に規定する日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第20号

行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

行田市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２２条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による」を「第６１条の２第２０項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 21 号

行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

会計年度任用職員の報酬の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第12項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第2条 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第12項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員報酬条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 3 改正後の会計年度任用職員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の会計年度任用職員報酬条例の規定による報酬等の内払とみなす。

議案第 22 号

行田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市税条例の一部を改正する条例

行田市税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第41条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第47条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第76条第2項第2号及び第111条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第119条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例

行田市都市計画税条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第24号

行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

乳児等の健やかな育成を保障するための乳児等通園支援事業における設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の規定に基づき、行田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限る。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童で満3歳以上のものについて保育を行う場合は、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が適切な遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助（以下「乳児等通園支援」という。）を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(市長の責務)

第3条 市長は、行田市子ども未来審議会条例（平成30年条例第4号）第1条の行田市子ども未来審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(乳児等通園支援事業者の責務)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている場合において、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはなら

ない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業所は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備若しくは食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、及び運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要

事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 行う乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(帳簿の整備)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業は、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第25条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（一般型乳児等通園支援事業所の職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項の事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する

職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う者（次条において「一般型乳児等通園支援事業者」という。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供しなければならない。

（一般型乳児等通園支援事業における保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取

り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、「一般型乳児等通園支援事業者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識すること

ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 25 号

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

学童保育室の定員数等を引き続き維持するため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

敬老の意を表し、長寿を祝福するため贈呈する敬老祝金について、年度単位での贈呈に改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市敬老祝金条例の一部を改正する条例

行田市敬老祝金条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（資格）

第2条 祝金の贈呈を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 祝金の贈呈を受ける年の9月15日において、市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 祝金の贈呈を受ける年の4月1日から翌年の3月31日までの間に次に掲げる年齢に達する者であること。

ア 77歳（喜寿）

イ 88歳（米寿）

ウ 99歳（白寿）

第3条の表中

「を

満77歳（喜寿）
満88歳（米寿）
満99歳（白寿）

」

「に改める。

77歳（喜寿）
88歳（米寿）
99歳（白寿）

」

第5条中「基準日」を「毎年9月15日」に改める。

第6条第1項中「基準日」を「9月15日」に改め、同条第2項中「基準日」を「祝金の贈呈を受ける年の9月15日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第2号に掲げる年齢に達する者について適用し、同日前に同号に掲げる年齢に達する者については、なお従前の例による。

議案第 27 号

行田市景観条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図ることで、市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に向け、地域の特性を活かした良好な景観の形成等に関する事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

行田市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観計画の策定等（第7条—第11条）

第3章 行為の届出等（第12条—第20条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等（第21条—第24条）

第5章 骨格となる景観づくり（第25条—第27条）

第6章 身近な景観づくり

第1節 景観づくり団体（第28条）

第2節 支援（第29条）

第7章 景観審議会等（第30条—第34条）

第8章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域の特性を活かした良好な景観の形成に必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史、文化及び生活と調和した良好な景観の形成を図り、もって市民の誇りと愛着を育み、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 本市の地域の特性が表れた景観を守り、育て、及び創り、並びにこれらを活かした取組をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内の土地、建築物、工作物若しくはこれらに類するものに関する権利を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 建築物又は工作物の新築、新設、増改築その他これらに類する行為

を行う者及び土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に関わる設計を行う者をいう。

(4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(5) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(6) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設並びに国、県、市又は他の地方公共団体が建設する公共の用に供する建築物及び工作物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、景観づくりを推進するための総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うときは、景観づくりにおいて先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者の景観づくりに資するため啓発、知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観づくりに重要な役割を果たすことを認識し、積極的にその形成に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が景観づくりに重要な役割を果たすことを認識し、積極的にその形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国等に対する協力要請）

第6条 市長は、必要と認めるときは、国、他の地方公共団体又はこれらが設立し

た団体に対し、景観づくりのために協力を要請することができる。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観づくりを推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に定める手続を行うほか、第30条の行田市景観審議会（以下「行田市景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観づくり推進地区)

第8条 市長は、特に一体的な景観づくりに取り組む必要があると認める地区を景観づくり推進地区として景観計画に定めることができる。

(景観づくり重点地区)

第9条 市長は、市民、事業者等による景観づくりの蓄積及び機運の高まりがあり、特に一体的な景観づくりに取り組む必要があると認める地区を景観づくり重点地区として景観計画に定めることができる。

2 法第11条第1項及び第2項に規定するものは、景観づくり重点地区の指定のため景観計画の変更を市長に提案することができる。

3 景観づくり重点地区の区域の面積は、0.1ヘクタール以上とする。

(景観計画の提案団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の景観協議会及び第28条第1項の景観づくり団体とする。

(計画提案に係る手続等)

第11条 法第11条に規定する景観計画の策定又は変更の提案を行おうとするものは、当該景観計画の提案に係る景観計画の素案について、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条ただし書の規定により条例で定める規模は、0.1ヘクタールとする。

3 市長は、第1項の提案により景観計画の策定又は変更をしようとするときは、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(届出を要する行為)

第12条 法第16条第1項各号及び第2項に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (2) 太陽光発電設備の設置

(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの
 - イ 道路等から望見できない場所での堆積
 - (3) 他の法令等の規定により許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
 - (4) 法第16条第1項各号に掲げる届出を要する行為で、規則で定める規模に該当しないもの
 - (5) 開発許可を受けた区域であって、当該区域内の各敷地において2回目以降に行う建築物の新築
 - (6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。）で、規則で定めるもの
- 2 景観づくり推進地区及び景観づくり重点地区内における法第16条第7項第1

1号の条例で定める行為は、前項（第4号及び第5号を除く。）のほか、景観計画において定められた地区ごとに規則で定める規模以下の行為とする。

（行為の届出に係る添付図書）

第14条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

（特定届出対象行為）

第15条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等

（事前協議）

第16条 次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為
- (2) 埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号)第6条第1項、第7条第5項又は第12条第1項に規定する許可を要する行為

（助言又は指導）

第17条 市長は、前条に規定する事前協議又は法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該事前協議又は届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（勧告等）

第18条 市長は、前条の規定による助言又は指導に従わない者に対して、当該助言又は指導に従うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項及び法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ行田市景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項又は法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（事業者にあつては、その名称及び主たる事

務所の所在地)

(2) 勧告の対象となった行為及び位置

(3) 勧告に従わなかった事実

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えた上で、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、原状回復その他の必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了等の報告)

第20条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に報告書を提出しなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等

(景観重要建造物の指定等)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得るとともに、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨を公示するとともに、所有者に通知するものとし、規則で定めるところによりこれを表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。この場合において、前項中「設置する」とあるのは「撤去する」と読み替えるものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観

を変更することのないようにすること。

- (2) 消火器の設置その他の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、当該建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得るとともに、行田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を公示するとともに、所有者に通知するものとし、規則で定めるところによりこれを表示する標識を設置するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。この場合において、前項中「設置する」とあるのは「撤去する」と読み替えるものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 骨格となる景観づくり

(公共施設の景観の形成)

第25条 公共施設の設置者又は管理者は、景観に配慮した公共施設の整備、管理及び活用（第27条及び第34条第2項第2号において「整備等」という。）に

努めるとともに、良好な景観の形成に資するよう努めなければならない。

(景観形成指針)

第26条 市長は、公共施設の良好な景観の形成に関する指針を定めることができる。

(景観の形成に関する協議)

第27条 市長は、景観計画区域内において公共施設の整備等を行う者に対して、良好な景観の形成に関する協議を求めることができる。

第6章 身近な景観づくり

第1節 景観づくり団体

(景観づくり団体)

第28条 市長は、良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たしているものを景観づくり団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。申請内容を変更する場合も同様とする。

3 第1項の規定により市長に認定された団体が景観づくり団体を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

4 市長は、景観づくり団体が認定の取消しを申し出たとき、規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるとき、その他市長が景観づくり団体として適当でないと認めるときは、当該景観づくり団体に係る認定を取り消すものとする。

第2節 支援

(支援)

第29条 市長は、次に掲げる者に対し、技術的支援を行い、又は経費の一部を助成することができる。

- (1) 景観重要建造物の所有者
- (2) 景観重要樹木の所有者
- (3) 法第81条に規定する景観協定を締結した者
- (4) 景観づくり団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第7章 景観審議会等

(設置)

第30条 景観づくりを推進するため、行田市景観審議会を置く。

(所掌事務)

第31条 行田市景観審議会は、この条例による権限に属するものと定められた事項を調査し、及び審議するほか、市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査し、及び審議する。

2 行田市景観審議会は、市長が法に規定する処分その他の行為をしようとする場合において求めがあったときは、その意見を述べるものとする。

(組織等)

第32条 行田市景観審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第33条 行田市景観審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、行田市景観審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(景観アドバイザー)

第34条 市長は、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成に関し、技術的及び専門的な助言を聴くための専門家（以下この条において「行田市景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

- 2 行田市景観アドバイザーは、次に掲げる事項について助言する。
 - (1) 第12条から第16条まで及び法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項又は第5項の規定による命令に関すること。
 - (2) 公共施設の整備等による景観づくりに関すること。
 - (3) 第29条に規定する支援に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 3 行田市景観アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。
- 4 行田市景観アドバイザーは、景観に関する優れた識見を有する者の中から市長が委嘱する。
- 5 前各項に掲げるもののほか行田市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から第7条第1項に規定する景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、埼玉県が定めた景観計画（本市の区域に係る部分に限る。）を同項に規定する景観計画とみなす。

議案第 28 号

行田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

確認申請等に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する基準で申請する場合の手数料への加算のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市手数料条例の一部を改正する条例

行田市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 を

建築基準法第6条第1項第4号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 7,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	1件につき 24,000円
	床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの	1件につき 31,000円
	床面積の合計が500㎡を超えるもの	1件につき 58,000円

」

「 に、

建築基準法第6条第1項第2号及び第3号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 8,000円	
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき 20,000円	
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	1件につき 34,000円	
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの	1件につき 36,000円	
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの	1件につき 39,000円	
	床面積の合計が500㎡を超えるもの	1件につき 58,000円	
建築基準法第6条第1項第2号及び第3号の規定に基づく建築物に関する確認申請及び同法第18条第2項の規	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 14,000円
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 16,000円
	共同住宅等の住宅の部分（建築物エネル	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 27,000円

定に基づく計画通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）による仕様基準で申請する場合の加算）	ギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあつては、共用部分の床面積を除く。以下「共同住宅等の住宅の部分」という。）	床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき43,000円
	一戸建ての住宅（変更の場合）	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき7,000円
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき8,000円
	共同住宅等の住宅の部分（変更の場合）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき13,500円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき21,500円
	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項に基づく建築設備に関する確認申請及び同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対する審査	建築設備（次の場合を除く。）	昇降機
小荷物昇降機			1件につき5,000円
建築設備（変更の場合）		昇降機	1件につき7,000円
		小荷物昇降機	1件につき4,000円

」

「

を

建築基準法第7条第1項及び第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき14,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき17,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	1件につき24,000円

	床面積の合計が200㎡を超え500㎡以下のもの	1件につき 35,000円
	床面積の合計が500㎡を超えるもの	1件につき 59,000円
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項及び第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査		1件につき 12,000円

」

「

に、

建築基準法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 15,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき 24,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	1件につき 34,000円
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの	1件につき 37,000円
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの	1件につき 42,000円
	床面積の合計が500㎡を超えるもの	1件につき 59,000円
建築基準法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による完了検査にて省エネ基準の適合状況を確認する場合の加算）	床面積の合計が30㎡以下のもの	1件につき 3,000円
	床面積の合計が30㎡を超え100㎡以下のもの	1件につき 5,000円
	床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	1件につき 6,000円
	床面積の合計が200㎡を超え300㎡以下のもの	1件につき 7,000円
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以下のもの	1件につき 8,000円
	床面積の合計が500㎡を超えるもの	1件につき 11,000円
建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	昇降機	1件につき 17,000円
	小荷物昇降機	1件につき 10,000円

建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項及び第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了検査	1件につき 12,000円
建築基準法第7条の6第1項の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査	1件につき 120,000円

を

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請に対する審査	1件につき 27,000円
-------------------------------------	------------------

に、

建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請に対する審査	1件につき 27,000円
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請の場合 1件につき 27,000円
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請の場合 1件につき 27,000円

を

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合	床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条各項に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室又は大学、研究	1件につき 11,000円
---	---	--	---	------------------

基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合		所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減じたものとする。以下この項において同じ。) が300㎡未満のもの	
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき19,000円
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき9,500円
	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(1)に掲げる場合を除く。)	モデル建物法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき130,000円
		標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき334,000円
	(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(1)に掲げる場合を除く。)	モデル建物法により評価したもの	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき51,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき65,000円
標準入力法又は主要室入力法により評価したもの		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき133,500円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき167,000円	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の認定の場合にあっては、当該計画における一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額）	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
		共同住宅等の住宅の部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 19,000円
	(2) (1)以外の場合で、性能基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 40,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 44,000円
		共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 80,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 135,000円

		消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。)		
	(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円
床面積の合計が200㎡以上のもの			1件につき22,000円	
共同住宅等の住宅の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき38,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき66,000円	
	(4) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき102,000円
床面積の合計が300㎡以上のもの			1件につき130,000円	
	(5) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき267,000円
床面積の合計が300㎡以上のもの			1件につき334,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の変更の場合	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1件につき2,500円
		共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき11,500円

にあっては、変更が行われる一の建築物及び新しく追加される一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額)		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 9,500円
	(2) (1)以外の場合で、性能基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 20,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 40,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 67,500円
	(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 10,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 11,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 19,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 33,000円
(4) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円	
(5) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円	

	の			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円
		共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円
	床面積の合計が300㎡以上のもの		1件につき 19,000円	
	(2) (1)以外の場合で、性能基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 40,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 44,000円
		共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 80,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 135,000円
	(3) (1)以外の場合で、仕	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 20,000円

	様基準、モデル住宅法又はフロア入力法により評価したもの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の住宅の部分（基準省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあっては、共用部分の床面積を除く。）	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 66,000円
	(4) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 102,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 130,000円
	(5) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 267,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 334,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合		床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条各項に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室又は大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室の床面積の合計を減	1件につき 5,500円

する審査			じたものとする。以下この項において同じ。)が300㎡未満のもの			
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 9,500円		
	(2) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの			床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円	
				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円	
	(3) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの			床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円	
				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円		
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円		
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円		
		その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円		
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 19,000円		
		(2) (1)以外の場合で、性能基準により評価したもの	一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 40,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 44,000円		
	共同住宅等の住宅の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 80,000円		
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 135,000円		
	(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したもの		一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 20,000円
					床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等		床面積の合計が300	1件につき	

		の住宅の部分	m ² 未満のもの	38,000円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき66,000円
	(4) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき102,000円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき130,000円
	(5) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき267,000円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき334,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1件につき2,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき11,500円
		その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき9,500円
	(2) (1)以外の場合で、性能基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件につき20,000円
			床面積の合計が200m ² 以上のもの	1件につき22,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき40,000円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき67,500円
(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200m ² 未満のもの	1件につき10,000円	
		床面積の合計が200m ² 以上のもの	1件につき11,000円	
	共同住宅等	床面積の合計が300m ² 未満のもの	1件につき	
		床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき	

	の住宅の部分	m ² 未満のもの	19,000円
		床面積の合計が300m ² 以上のもの	1件につき33,000円
(4)	(1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの 1件につき51,000円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの 1件につき65,000円
(5)	(1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300m ² 未満のもの 1件につき133,500円
			床面積の合計が300m ² 以上のもの 1件につき167,000円

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による場合	一戸建ての住宅		1件につき5,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条各項に規定する床面積の合計から工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンターにおける電子計算機室又は大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的	1件につき11,000円

費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合			のために設置される室の床面積の合計を減じたものとする。以下同じ。)が300㎡未満のもの		
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき23,000円	
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき11,000円	
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき19,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による場合	一戸建ての住宅			1件につき2,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの		1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの		1件につき11,500円
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの		1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの		1件につき9,500円
		(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの
床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき44,000円				
共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満		1件につき80,000円		

第11条 第1項 又は第 12条第 2項の 規定に よる場 合(1) に掲げ る場合 を除く。)			のもの	
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 135,000円
	仕様基準に より評価し たもの	一戸建ての住 宅	床面積の合計 が200㎡未満 のもの	1件につき 20,000円
			床面積の合計 が200㎡以上 のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の 住宅の部分	床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 38,000円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 66,000円
	仕様基準・ 計算併用法 により評価 したもの	一戸建ての住 宅	床面積の合計 が200㎡未満 のもの	1件につき 29,000円
			床面積の合計 が200㎡以上 のもの	1件につき 33,000円
		共同住宅等の 住宅の部分	床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 59,000円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 100,000円
	モデル建物 法により評 価したもの	その他の建築 物の部分	床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 102,000円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 130,000円
	標準入力法 又は主要室 入力法によ り評価した もの	その他の建築 物の部分	床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 267,000円
			床面積の合計 が300㎡以上	1件につき 334,000円

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による場合（(1)に掲げる場合を除く。）	標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅	のもの	
			床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が200㎡以上 のもの	1件につき22,000円
			床面積の合計が300㎡未満 のもの	1件につき40,000円
	仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が300㎡以上 のもの	1件につき67,500円
			床面積の合計が200㎡未満 のもの	1件につき10,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が200㎡以上 のもの	1件につき11,000円
			床面積の合計が300㎡未満 のもの	1件につき19,000円
	仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が300㎡以上 のもの	1件につき33,000円
			床面積の合計が200㎡未満 のもの	1件につき14,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が200㎡以上 のもの	1件につき16,500円
			床面積の合計が300㎡未満 のもの	1件につき29,500円
モデル建物法により評	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満 のもの	1件につき50,000円	
		床面積の合計が300㎡未満 のもの	1件につき51,000円	

		価したもの		のもの	
				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円
		標準入力法 又は主要室 入力法によ り評価した もの	その他の建築 物の部分	床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 133,500円
				床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 167,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査 (複数建築物の計画の認定の場合にあっては、当該計画における一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額)	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円
		共同住宅等の住宅の部分		床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 11,000円
				床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 23,000円
		その他の建築物の部分		床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 11,000円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 19,000円	
	(2) (1)以外の場合で、標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅		床面積の合計 が200㎡未満 のもの	1件につき 40,000円
				床面積の合計 が200㎡以上 のもの	1件につき 44,000円
共同住宅等の住宅の部分			床面積の合計 が300㎡未満 のもの	1件につき 80,000円	
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 135,000円	
(3) (1)以外の場合で、	一戸建ての住宅		床面積の合計 が200㎡未満 のもの	1件につき 20,000円	

誘導仕様基準により評価したもの		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 66,000円
(4) (1)以外の場合で、誘導仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 29,000円
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 33,000円
	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 59,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 100,000円
(5) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 102,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 130,000円
(6) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 267,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 334,000円
建築物の	(1) 登録	一戸建ての住宅	1件につき

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査（複数建築物の計画の変更の場合にあっては、変更が行われる一の建築物及び新しく追加される一の建築物ごとに算出した額を合算して得た額）	建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	2,500円
			床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき5,500円
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき5,500円
			床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき9,500円
	(2) (1)以外の場合で、標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき20,000円
			床面積の合計が200㎡以上300㎡未満のもの	1件につき22,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき40,000円
			床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき67,500円
	(3) (1)以外の場合で、誘導仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が200㎡以上300㎡未満のもの	1件につき11,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき19,000円
			床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき33,000円
(4) (1)以外の場		一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき14,500円
			床面積の合計が200㎡以上300㎡未満のもの	1件につき16,500円

	合で、誘導仕様基準・計算併用法により評価したもの		のもの	
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 16,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 29,500円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 50,000円	
	(5) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 51,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 65,000円
(6) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 133,500円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 167,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他	一戸建ての住宅		1件につき 2,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 11,500円
		その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 5,500円

定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 9,500円	
	(2) (1)以外の場合で、標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 20,000円
			床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 40,000円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 67,500円

(3) (1)以外の場合で、仕様基準により評価したものの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき11,000円
	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき19,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき33,000円
(4) (1)以外の場合で、仕様基準・計算併用法により評価したものの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき14,500円
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき16,500円
	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき29,500円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき50,000円
(5) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したものの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき51,000円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき65,000円
(6) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したものの	その他の建築物の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき133,500円
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき167,000円

	したもの				
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたもの	一戸建ての住宅		1件につき 5,000円	
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円	
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 23,000円	
		その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 11,000円	
	床面積の合計が300㎡以上のもの		1件につき 19,000円		
	(2) (1)以外の場合で、標準計算法により評価したもの	一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 40,000円
				床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 44,000円
		共同住宅等の住宅の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 80,000円
				床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき 135,000円
	(3) (1)以外の場合で、誘導仕様基準により評価したもの	一戸建ての住宅		床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 20,000円
				床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の住宅の部分		床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 38,000円
床面積の合計が300㎡以上のもの				1件につき 66,000円	

			のもの		
(4) (1)以外の場合で、誘導仕様基準・計算併用法により評価したもの	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき	29,000円	
		床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき	33,000円	
	共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき	59,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき	100,000円	
(5) (1)以外の場合で、モデル建物法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき	102,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき	130,000円	
(6) (1)以外の場合で、標準入力法又は主要室入力法により評価したもの	その他の建築物	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき	267,000円	
		床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき	334,000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機	一戸建ての住宅		1件につき	2,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき	5,500円
			床面積の合計が300㎡以上のもの	1件につき	11,500円
		その他の建築物	床面積の合計	1件につき	

の変更の 認定申請 に対する 審査	関による 技術的 審査を 受けた もの		が300㎡未満 のもの	5,500円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 9,500円
	(2) (1)以 外の場 合で、 標準計 算法に より評 価した もの	一戸建ての住宅	床面積の合計 が200㎡未 満のもの	1件につき 20,000円
			床面積の合計 が200㎡以 上のもの	1件につき 22,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計 が300㎡未 満のもの	1件につき 40,000円
			床面積の合計 が300㎡以 上のもの	1件につき 67,500円
	(3) (1)以 外の場 合で、 誘導仕 様基準 により 評価し たもの	一戸建ての住宅	床面積の合計 が200㎡未 満のもの	1件につき 10,000円
			床面積の合計 が200㎡以 上のもの	1件につき 11,000円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計 が300㎡未 満のもの	1件につき 19,000円
			床面積の合計 が300㎡以 上のもの	1件につき 33,000円
	(4) (1)以 外の場 合で、 誘導仕 様基 準・計 算併用 法によ り評価 したも の	一戸建ての住宅	床面積の合計 が200㎡未 満のもの	1件につき 14,500円
			床面積の合計 が200㎡以 上のもの	1件につき 16,500円
		共同住宅等の住宅の部分	床面積の合計 が300㎡未 満のもの	1件につき 29,500円
			床面積の合計	1件につき

			が300㎡以上 のもの	50,000円
(5)	(1)以外 の場合で、 モデル 建物法 により 評価し たもの	その他の建築物	床面積の合計 が300㎡未 満 のもの	1件につき 51,000円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 65,000円
(6)	(1)以外 の場合で、 標準入 力法又 は主要 室入力 法によ り評価 したも の	その他の建築物	床面積の合計 が300㎡未 満 のもの	1件につき 133,500円
			床面積の合計 が300㎡以上 のもの	1件につき 167,000円

」

改め、同表備考第3項中「公簿の閲覧にあつては簿冊ごとに1件、図面」を「図面」に、「1枚」を「、1枚」に改め、同表備考第6項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表備考第7項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第3中

「 を

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条及び第172条の規定に該当する者

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条の規定に該当する者
--

」

「 に、

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条の規定に該当する者

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第113条の規定に該当する者

」

「

を

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第103条の規定に該当する者

」

「

に

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第61条の規定に該当する者

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行田富士見工業団地拡張地区（若小玉地区）の整備完了に伴い、都市計画下水道事業に係る受益者負担金を徴する区域を新たに設けるため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

行田都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和46年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に規定する」を「第1項の規定による」に改める。

第7条第1項中「前条の」を「前条第1項の規定による」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「前条の」を「前条第1項の規定による」に改める。

第10条中「第6条の」を「第6条第1項の規定による」に改める。

別表に次のように加える。

第9負担区	350円
-------	------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

企業職員に対して支給する扶養手当の見直しのほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）に勤務をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「

(5) 重度心身障害者

」とあるのは、「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

」とする。

議案第 31 号

行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に支給する退職報償金の支給額等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支払額表

階級	勤続年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり貸付料基準額を下回る金額で市有財産（土地及び建物）を貸し付けることについて、議会の議決を求める。

1 貸付財産

- (1) 名 称 旧行田市立太田東小学校
- (2) 所 在 地 行田市大字真名板 9 5 2 番 1
- (3) 貸付面積 土地合計 1 7, 1 0 9 m²、建物合計 3, 4 6 1 m²

2 貸付けの目的

令和 5 年 3 月に閉校した旧行田市立太田東小学校の敷地及び建物を公募で選定した民間事業者に貸し付け、撮影スタジオ及び研修施設として活用することで、地域の活性化を図ることを目的とする。

3 貸付けの相手方

東京都品川区西五反田 7 丁目 9 番 5 号 S G テラス 6 階
株式会社 J E L L Y F I S H
代表取締役 田 中 翔

4 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 7 年 3 月 3 1 日までの 2 0 年間

5 貸付金額

年額 金 1, 5 8 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み）

※ 優先交渉権者の貸付料提案額と同額

6 貸付料基準額

年額 金 5, 0 2 5, 2 4 0 円（消費税及び地方消費税込み）

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

行田市長 行 田 邦 子

議案第 33 号

市の境界変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 1 日から行田市と鴻巣市との境界を別紙境界変更調書のとおり変更することについて埼玉県知事に申請するため、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

県営土地改良事業（鴻巣・行田地区）の工事完了に伴い、整備後の道路界及び水路界をもって新たな行政界とするため、埼玉県知事に申請しようとするものである。

別紙

境界変更調書

行田市に編入する区域

鴻巣市広田字向領1484の2、1485の2、1505の2、1506から1511まで、1513から1520まで、1522、1523、1525、1526及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに1527、1530、1533、1535、1537、1636、1638から1643まで、1645、1647の地先の道路である公有地の一部

鴻巣市に編入する区域

行田市大字野字中島221から224まで、224の2、225から237まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに60、61の1、61の2、62から67まで、68の1、68の2、69、70、72、212の地先の道路、水路である公有地の一部

(令和6年8月8日調査)

県営土地改良事業 鴻巣・行田地区 位置図

縮尺 1 : 50000



人口及び面積の異動調書

1 境界変更にかかる区域の面積及び人口

編 入 区 分	面 積	人 口
行田市に編入する区域	16,535.44 m ²	0 人
鴻巣市に編入する区域	16,535.44 m ²	0 人

2 関係の新区域の面積及び総人口

編 入 区 分	面 積	総 人 口
行田市	67.49 km ²	78,107人
鴻巣市	67.44 km ²	117,540人

3 選挙区の異動の有無

衆議院議員小選挙区 異動有り（埼玉県第12区行田市・埼玉県第6区鴻巣市）

埼玉県議会議員選挙区 異動有り（東第1区行田市・南第16区鴻巣市）

4 財産処分の有無 有り

（注）総人口は、令和6年9月現在の住民基本台帳人口とする。

議案第 34 号

境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定に基づく行田市と鴻巣市との境界変更に伴う財産処分を別紙境界変更に伴う財産処分に関する協議書のとおり両市協議の上定めたいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

県営土地改良事業（鴻巣・行田地区）に伴う市の境界変更により財産処分が生じたことから、地方自治法第 7 条第 5 項の規定により行田市と鴻巣市において協議しようとするものである。

別紙

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定に基づく行田市と鴻巣市との境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものとする。

令和 年 月 日

行田市長 行 田 邦 子

鴻巣市長 並 木 正 年

1 行田市が所有する次の土地は、鴻巣市の所有とする。

番号	大字	字	地番	地目	面積（㎡）	摘要
1	野	中島	60、61の1、61の2、62から67まで、68の1、68の2、69、70、72、212の地先	道路・水路	0.44	野水1
2	〃	〃	221に隣接	道路	44	野道1
3	〃	〃	221から223までに隣接	水路	458	野水2
4	〃	〃	221、225に隣接	〃	81	野水3

5	〃	〃	221、225 から228ま で、234に隣 接	道路	726	野道2
6	〃	〃	224、225 に隣接	〃	184	野道3
7	〃	〃	226、227 に隣接	水路	75	野水4
8	〃	〃	226から2 28までに隣 接	〃	413	野水5
9	〃	〃	228、234 に隣接	〃	160	野水6
10	〃	〃	230、232 から234ま でに隣接	道路	240	野道4
11	〃	〃	232から2 34までに隣 接	水路	83	野水7
12	〃	〃	234から2 37までに隣 接	〃	147	野水8

2 鴻巣市が所有する次の土地は、行田市の所有とする。

番号	町	字	地番	地目	面積 (㎡)	摘要
1	広田	向領	1484の2 に隣接	水路	0.41	広田水1
2	〃	〃	〃	道路	1.39	広田道1
3	〃	〃	〃	〃	1.80	広田道2

4	〃	〃	1 4 8 5 の 2 に隣接	水路	1 . 7 7	広田水 2
5	〃	〃	1 5 0 5 の 2 に隣接	〃	1 . 2 2	広田水 3
6	〃	〃	〃	道路	0 . 3 8	広田道 3
7	〃	〃	1 5 0 6 から 1 5 1 1 まで、 1 5 1 3 から 1 5 1 5 まで に隣接	水路	3 7 7	広田水 4
8	〃	〃	〃	道路	4 . 8 8	広田道 4
9	〃	〃	1 5 0 6、1 5 0 7、1 5 0 9 から 1 5 1 1 まで、1 5 1 3、1 5 1 4、 1 5 1 7 に隣 接	〃	4 5 6	広田道 5
1 0	〃	〃	1 5 1 8 から 1 5 2 0 まで、 1 5 2 2、1 5 2 3、1 5 2 5、1 5 2 6 に 隣接	水路	5 3 7	広田水 5
1 1	〃	〃	1 5 2 7、1 5 3 0、1 5 3 3、1 5 3 5、 1 5 3 7 の地 先	道路	4 . 2 8	広田道 6

1 2	〃	〃	1 6 3 6、1 6 3 8 から 1 6 4 3 まで、1 6 4 5、1 6 4 7 の地先	〃	0 . 3 1	広田道 7
-----	---	---	---	---	---------	-------

議案第 35 号

行田市道路線の認定について

行田市道路線を次のとおり認定するに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

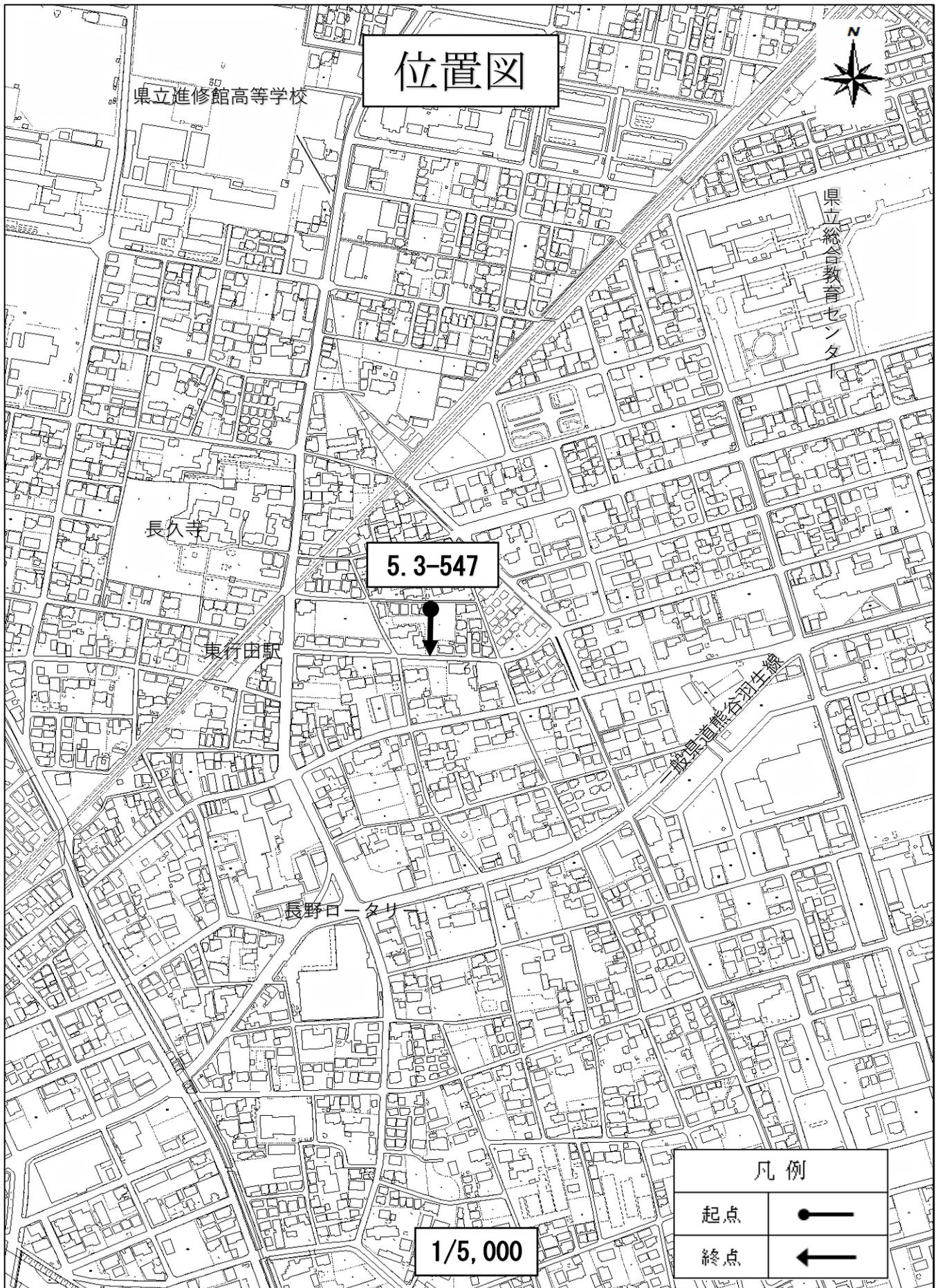
路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
5.3-547 号線	行田市桜町三丁目 1658 番 5 地先	行田市桜町三丁目 1658 番 8 地先	4.50	51.87
6.3-654 号線	行田市棚田町一丁目 9 番 26 地先	行田市棚田町一丁目 9 番 19 地先	5.00	57.73
7.3-107 号線	行田市大字佐間字聖天木 1281 番地先	行田市大字佐間字野合 1451 番 1 地先	2.40～ 3.00	385.45
9.3-132 号線	行田市大字堤根字青柳通 90 番 1 地先	行田市大字堤根字中通 1039 番 1 地先	3.20～ 6.06	201.80

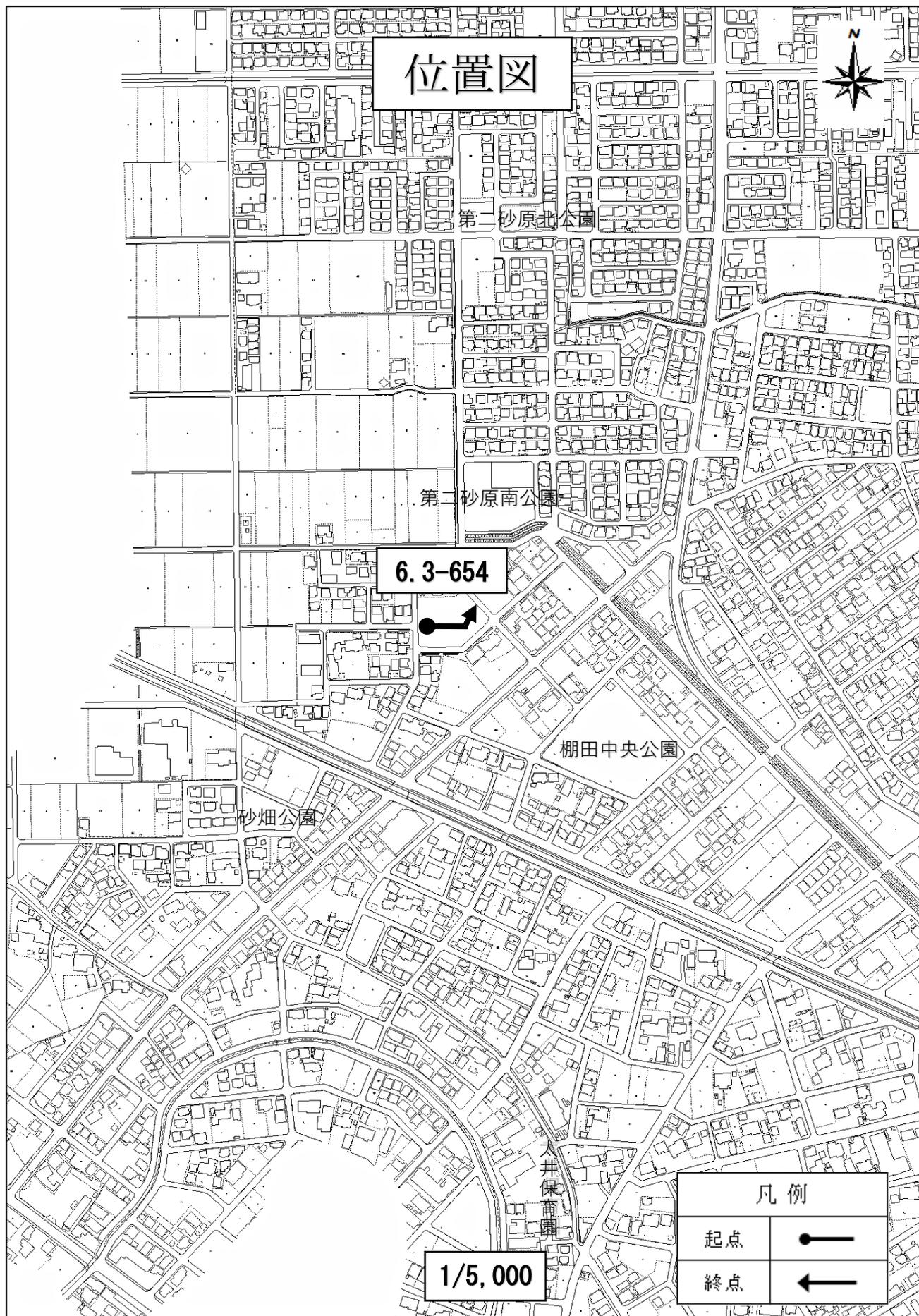
令和 7 年 2 月 19 日提出

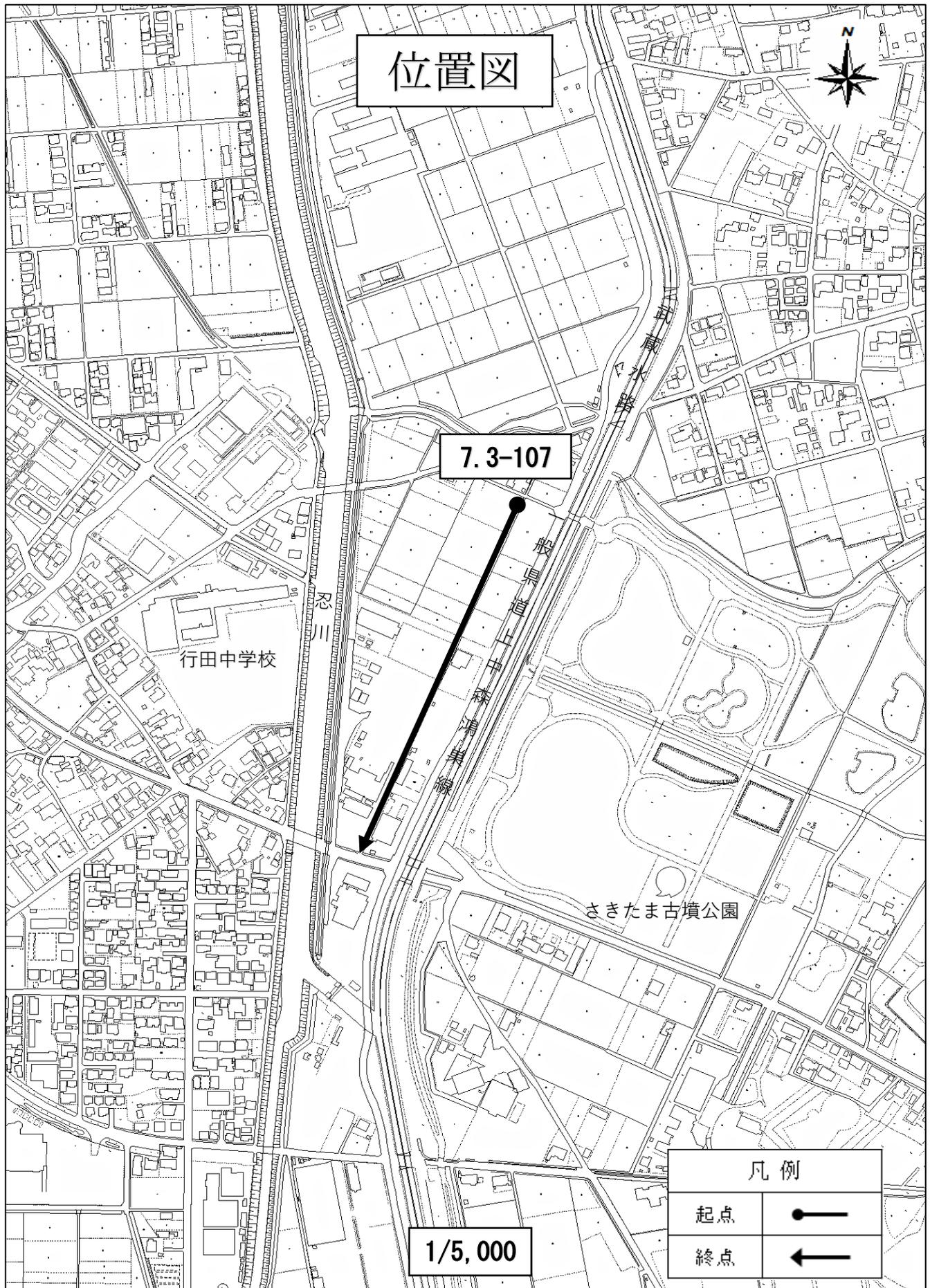
行田市長 行 田 邦 子

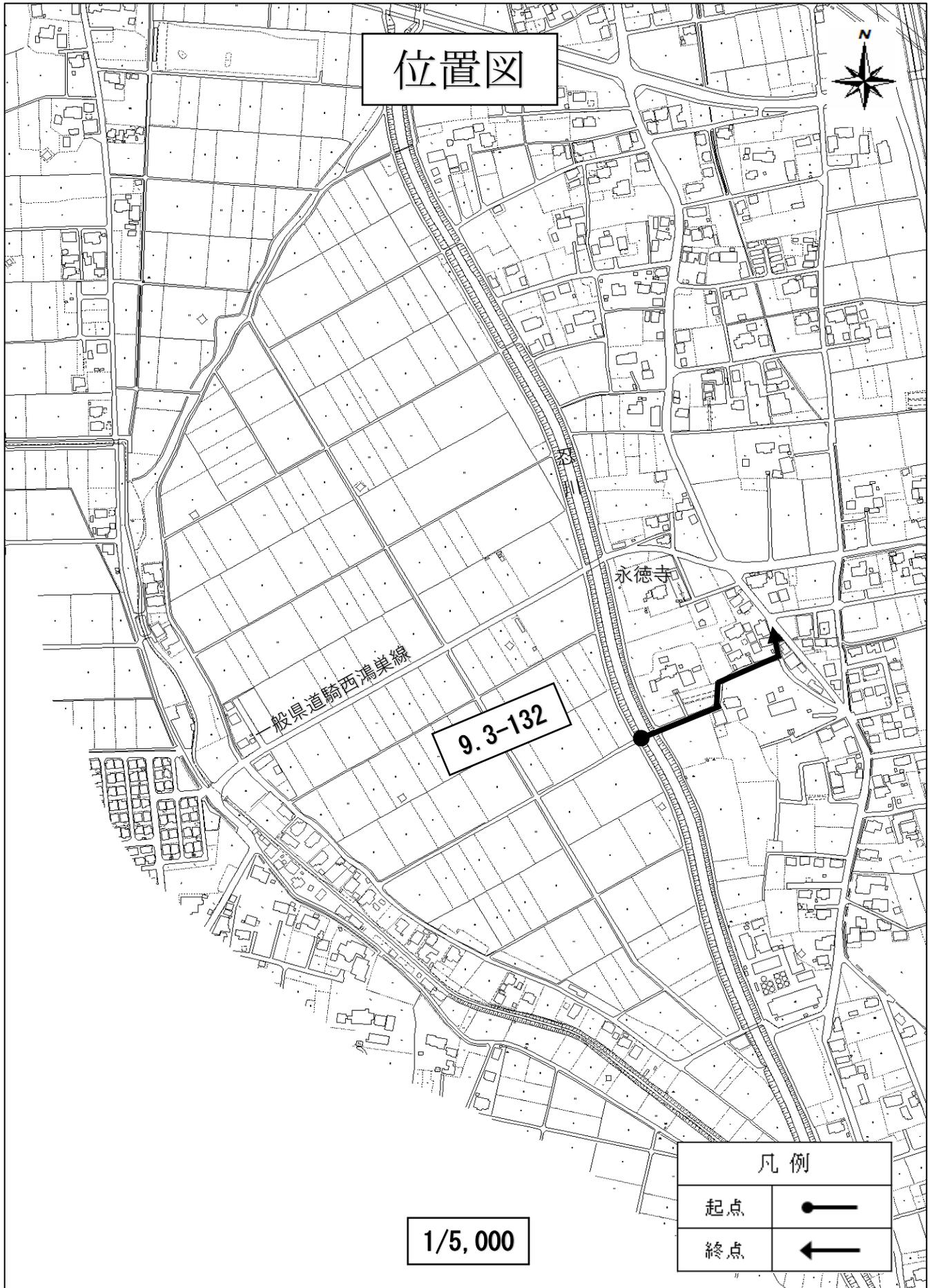
理 由

5.3-547 号線及び 6.3-654 号線は、都市計画法に基づく開発行為により帰属されたため、7.3-107 号線及び 9.3-132 号線は、一部区間の廃止に伴う認定替えのため、それぞれ認定しようとするものである。









議案第 36 号

行田市道路線の廃止について

次に掲げる行田市道路線を廃止するに当たり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により議決を求める。

路線名	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
2.3-5 号線	行田市大字下中条字上元 屋敷 1627 番 3 地先	行田市大字下中条字上元 屋敷 1623 番 3 地先	5.40～ 6.52	93.25
6.3-77 号線	行田市佐間一丁目 2376 番 1 地先	行田市佐間一丁目 2376 番 1 地先	4.25～ 6.00	35.48
7.3-107 号線	行田市大字佐間字聖天木 1283 番 1 地先	行田市大字佐間字野合 1451 番 1 地先	2.20～ 3.00	425.32
8.3-192 号線	行田市大字真名板字中宮 1254 番 1 地先	行田市大字真名板字中宮 1255 番 1 地先	2.00	33.07
9.3-89 号線	行田市大字樋上字青柳 610 番 1 地先	行田市大字樋上字青柳 600 番 1 地先	2.42～ 3.00	209.40
9.3-90 号線	行田市大字樋上字青柳 660 番地先	行田市大字樋上字武良内 10 番地先	1.82～ 2.85	391.17
9.3-91 号線	行田市大字樋上字青柳 720 番 1 地先	行田市大字樋上字青柳 751 番 1 地先	2.40	396.17
9.3-127 号線	行田市大字樋上字青柳 781 番 1 地先	行田市大字堤根字青柳通 34 番 1 地先	4.00～ 5.00	468.01
9.3-132 号線	行田市大字堤根字青柳通 75 番 1 地先	行田市大字堤根字中通 1039 番 1 地先	3.03～ 6.06	487.21

9.3-133 号線	行田市大字堤根字青柳通 48番1地先	行田市大字堤根字青柳通 59番1地先	1.82	215.27
9.3-134 号線	行田市大字堤根字青柳通 21番1地先	行田市大字堤根字青柳通 38番1地先	1.82	108.25

令和7年2月19日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

2.3-5号線、6.3-77号線、7.3-107号線及び8.3-192号線は周辺地域の土地利用の変化により路線を廃止しても公益上支障がないため、9.3-89号線以下7路線は、忍川下忍調節池整備の進捗に伴い、それぞれ廃止しようとするものである。

位置図



2.3-5

興徳寺

主要地方道羽生妻沼線

北河原用水

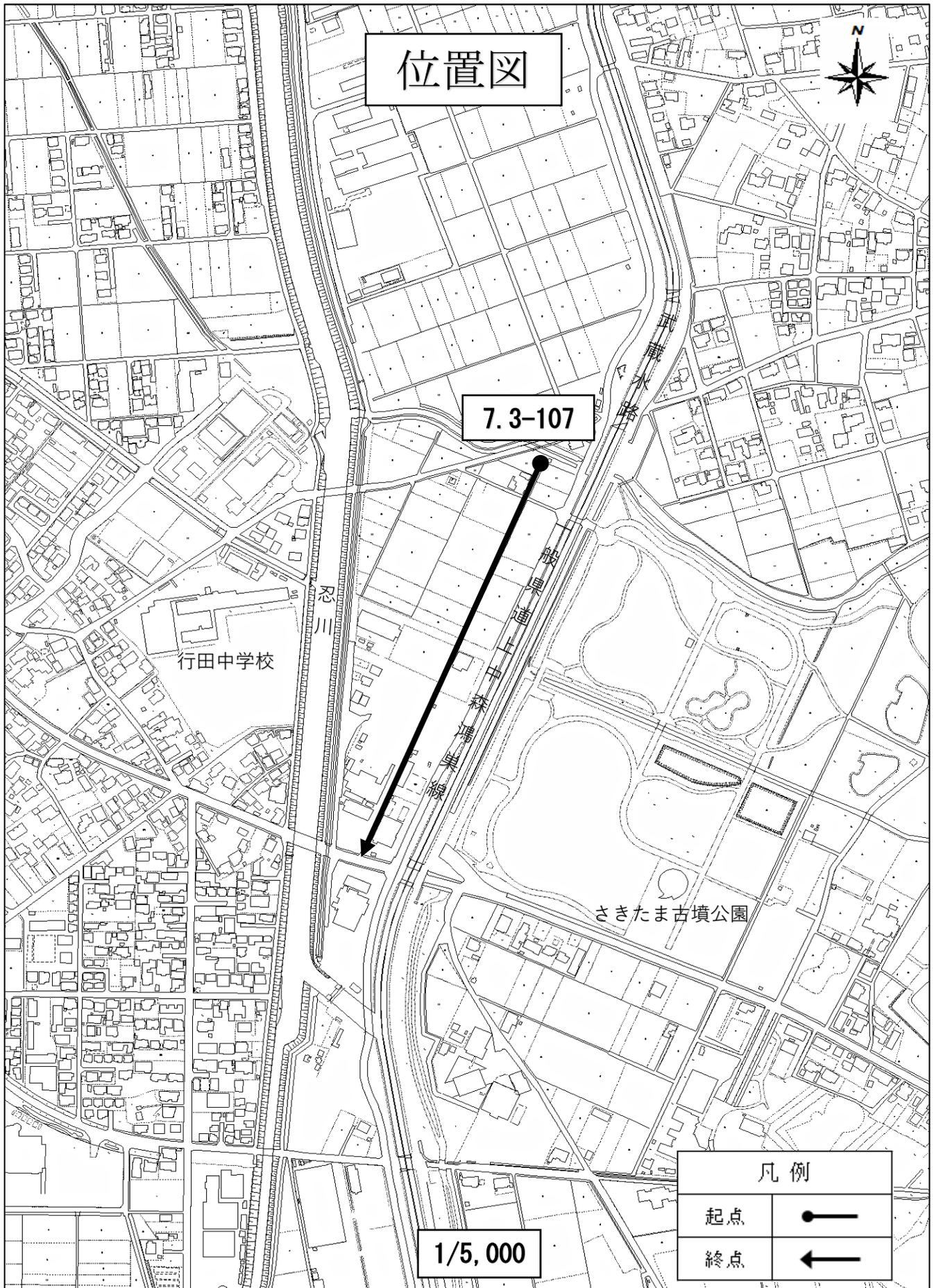
1/5,000

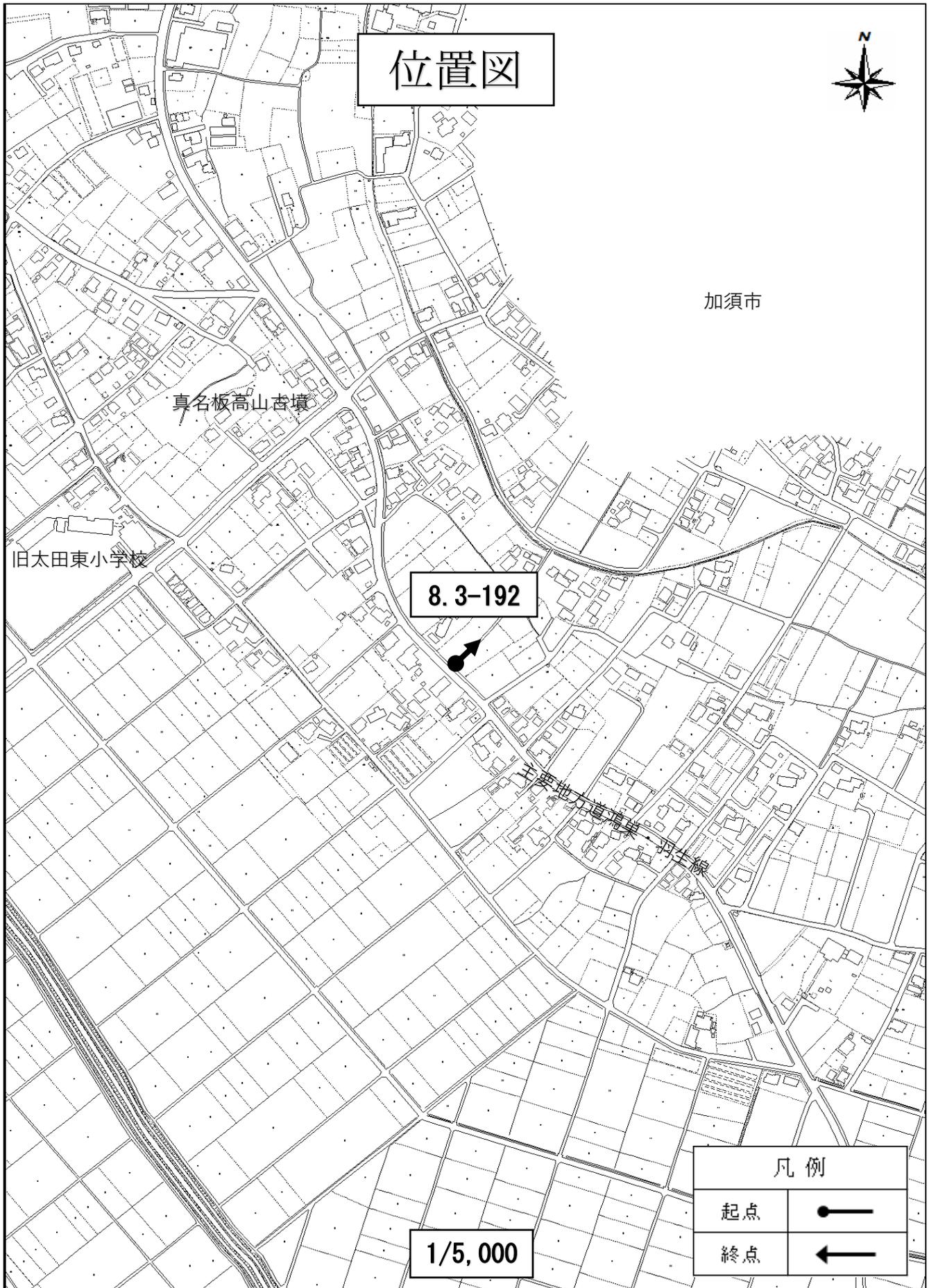
凡例

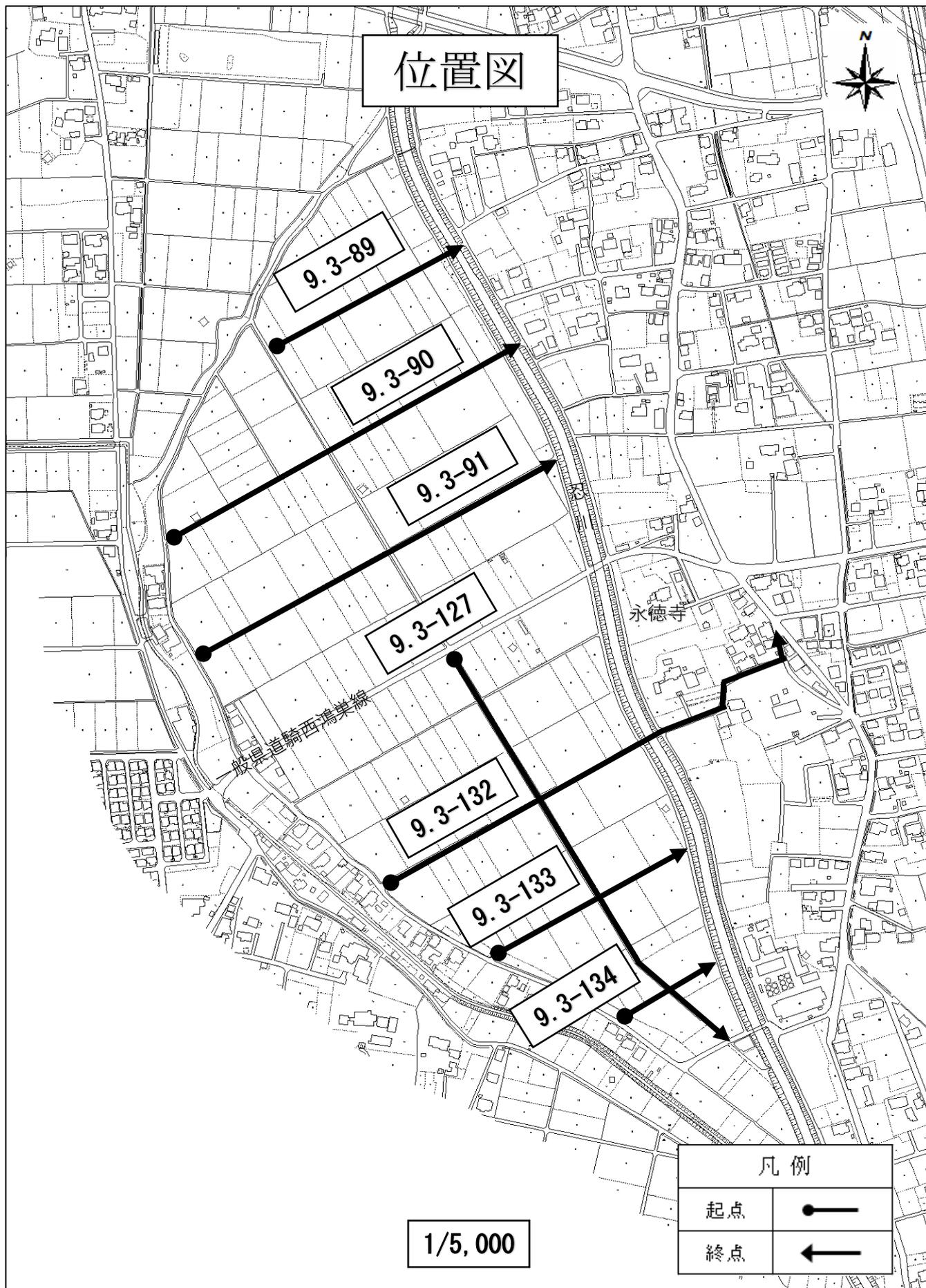
起点

終点









議案第 37 号

中学校教師用指導書等の取得について

中学校教師用指導書及び教科書、並びにデジタル教科書を次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定により議決を求める。

- | | | | | |
|---|--------|--|------|----------|
| 1 | 品名 | 中学校教師用指導書及び教科書並びにデジタル教科書 | | |
| 2 | 数量 | 教師用指導書 | 456冊 | 教科書 348冊 |
| | | デジタル教科書 | 216冊 | |
| 3 | 取得方法 | 随意契約 | | |
| 4 | 取得金額 | 金 25,191,373円（消費税及び地方消費税込み） | | |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県行田市行田 4 番 1 号
有限会社川島書店
代表取締役 川島孝文 | | |

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行田邦子

参考資料

物 品 売 買 仮 契 約 書

発注者 行田市 と受注者 有限会社川島書店 とは、物品購入について次の条項に基づいて契約を締結する。

第1条 契約する物品、契約金額、納入期限等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 物 品 名 | 教師用指導用教科用図書(内訳は別紙のとおり) |
| 2 規 格 ・ 仕 様 | 別紙のとおり |
| 3 数 量 | 別紙のとおり |
| 4 契 約 金 額 | 25,191,373円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税込み) |
| 5 納 入 期 限 | 令和7年4月8日 |
| 6 納 入 場 所 | 行田市内各中学校及び行田市教育委員会 |
| 7 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 8 その他の特定条件 | |

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは、速やかに検査を行なうものとする。

第4条 発注者は、検査の結果、契約内容の全部若しくは一部が契約に違反し又は、不当であると認められたときは、受注者の責任において同等品と交換させることができる。

第5条 前条の場合において契約違反の状態が故意、若しくは怠慢であると認められたとき、又は交換に応じないとき、或いは発注者が契約期限までに納入の見込がないと認められたときは、発注者は契約を解除することができる。

第6条 発注者は、検査を完了したのち、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

第7条 前各条に定めるもののほか、この契約履行上必要な事項については、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

上記の物品売買について、発注者 行田市と受注者 有限会社川島書店とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年1月29日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行田市
行田市長 行田邦子

行田市行田4番1号
受注者 有限会社 川島書店
代表取締役 川島孝文